

議案等の内容一覧

番号	件名
議案第38号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第39号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第40号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第41号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第42号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第43号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第44号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第45号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第46号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第47号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第48号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第49号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第50号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第51号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第52号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第53号	真岡市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
内容	議案第38～53号については、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。
議案第54号	真岡市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
内容	地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。
議案第55号	真岡市久下田駅前どんとこい広場の設置及び管理条例の一部改正について
内容	真岡市久下田駅前どんとこい広場の情報館としている場所において、まちなか保健室にのみやを開設することに伴い、同広場の施設から情報館を除くものである。
議案第56号	真岡市総合福祉センター条例の一部改正について
内容	真岡市二宮保健センターを廃止するものである。
議案第57号	工事請負契約について
内容	真岡市総合運動公園整備のため、硬式兼軟式野球場の夜間照明設備の設置工事を実施するものである。
議案第58号	学習者用端末の取得について
内容	GIGAスクール構想の推進に伴い、新小学1年生分の学習者用端末を整備するものである。
議案第59号	消防ポンプ自動車の取得について
内容	消火活動に支障がないよう、老朽化した消防団用の消防ポンプ自動車を更新するものである。
議案第60号	厨房設備の取得について
内容	令和7年度の新真岡市立第一学校給食センターの供用開始に伴い、同センターにおける給食提供数が減少することにあわせて、真岡市立第二学校給食センターにおける給食提供数を増やすため、厨房設備を整備するものである。
議案第61号	土地の取得について
内容	産業団地（真岡第一工業団地南地区）を造成するため、取得するものである。
議案第62号	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について
内容	令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を変更することについて関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものである。

議案第63号	佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について
内容	令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案するものである。
議案第64号	令和5年度真岡市一般会計補正予算（第2号）
内容	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584,983千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,801,233千円とする。
請願第1号	広報誌である議会だより（みんなの議会）の充実を求める請願
内容	<p>市議会だよりは、「議案の審議結果と賛否一覧表」の記載内容が著しく簡潔で、市民に開かれた議会とのイメージとなっていない。よって下記の事項について改善を求める。</p> <p>①議案概要を記載する。（題名だけでなく、議案の内容が簡潔に理解できるように記載）</p> <p>②賛否が分かれた場合（全会一致以外）には、賛否に対する代表者の主張内容を記載する。</p> <p>③請願や陳情については、市民の要望であることから詳細に記載し、賛否についても現在の各議員の○×が逆に理解されることのない表記とし、単純に内容に賛成は○、請願内容に反対は×に改める。（現在は、請願に対して反対の議員が○で、賛成の議員が×であり、一般常識から全く理解できない記載となっている。）</p> <p>「市議会だより」における市民による編集委員会の設置。（議会、議会事務局が原案を作成し、市民の目線で記載内容に対する編集や提案を行う。委員の任期は1～2年程度）</p>